平成２７年（フ）第４１５９号
大阪府枚方市星丘１丁目18番８―211号
破産者　有限会社ＭＩＯ
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８９９号
大阪府茨木市美穂ケ丘19番Ａ―608号
破産者　株式会社アンド・プラクシィ
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４０８号
東京都港区南青山２丁目５番17号
破産者　株式会社ドレミファ
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１１号
東京都小平市花小金井南町１丁目６番７―101号
破産者　郷内　昭彦
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田1984番地１
破産者　有限会社スターと
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１８４号
和歌山市松江東２丁目３番14号　プリシエール北川105
破産者　濱口　和万
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６３号
和歌山市紀三井寺648番地の１
破産者　リアライズ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号
松江市西川津町1437番地４
破産者　日野　　徹
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９０１号
千葉県船橋市宮本１丁目18番７―101号
破産者　宮腰　清則
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５６号
千葉県市川市市川南１丁目９番17―103号（市川パブリックハイツ）
破産者　林　　真澄
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７３号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手130番地１
破産者　株式会社イソカイ
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
東京都葛飾区柴又１丁目12番12号
破産者　株式会社マックス
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７号
千葉県市川市北国分１丁目31番15号
破産者　河内山正勝
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２６号
大阪市淀川区東三国３丁目10番３号
破産者　エステイ石油有限会社
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４４３号
静岡県榛原郡吉田町住吉1425番地の１
破産者　エスケイ工業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０３０号
大阪市住之江区南港南１丁目１番125号、商業登記簿上の本店所在地大阪市住之江区南港南１丁目１番198号
破産者　ワールド・ロジ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３９号
福岡県久留米市荒木町白口字井手リュウ438番地
破産者　株式会社エヌ・ティ・パック
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６２７号
熊本市中央区坪井６丁目６番５号　Ｐｉｃａｓｓｏ坪井207号、前住所熊本市中央区坪井６丁目20番２号
破産者　吉永　真也
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３号
熊本県熊本市中央区保田窪１丁目10番10―311号
破産者　龍石粋代美
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第４５９号
鹿児島県鹿児島市田上５―47―15、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県鹿児島市小野町3595番地４
破産者　株式会社クリンテック
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
北海道室蘭市中央町３丁目３番４号
破産者　株式会社ネクストホーム
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係